

徳島県個人情報保護審査会答申第102号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成28年10月17日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H〇.〇.〇（〇）に県と私が協議した書類 農山漁村振興課，農業基盤課，管財課」に該当する保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年10月31日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報のうち管財課所管のものについて、実施機関では作成しておらず、不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年11月2日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年2月26日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び審査庁が行った口頭意見陳述における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

本来、個人情報の訂正にあたり、私の公的立場、皇室に招待を受けてる資料を提示し、金融庁は訂正書類を出しているが、「職員が事故で、黒を白と言い張り・・・もし死人が出たらどうする」と協議したと残すことを要求し、補佐は協議書を書

きますと約束した。

この度、県は「作成してない」と決定したが、これら行為は正に、「枉法行為」其のものです。

(2) 口頭意見陳述

管財課職員と私が事故に関する協議内容を個人的な立場で話した協議書ではない。協議当日までに保険会社の資料、事故報告書、私の身分を示す皇室の写真や招待状等を示している。

管財課職員と協議した中で、手ぶらで私的な懇談でないことを証明する資料を事前に提示した中で協議している。それに対して協議報告書を作ってくれという中で、県は作っていない。

県は協議書を作っていない、それに対して私が作った協議書はある。これが事実か事実でないかは審査会で判断してもらえばよいことではないか。協議書を作っていないという県の対応が妥当か、妥当でないか、それに対しては第三者がいるところである方が、当事者間で、それはおかしいとか誹謗中傷するような、いやな思いをするより、その方がいいのではないかという話だ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報とは、平成〇年〇月〇日、県庁1階監察課情報公開・個人情報総合窓口（以下「県庁総合窓口」という。）において、審査請求人と実施機関の職員が行った面談に関する業務報告書のことであると解される。

面談終了時に、面談について書面により報告するよう審査請求人から申入れがあったが、面談の内容は、同年〇月〇日に徳島県に接近した台風〇号による〇〇市〇〇町周辺の浸水被害の原因について、審査請求人が農林水産基盤整備局及び南部総合県民局に提出した公開質問書に関するものがほとんどであり、実施機関のうち管財課所管の業務に直接関わるようなものではなかった。

また、審査請求人は、審査庁による口頭意見陳述時に、県職員と事故に関して詳しく協議したかのように発言しているが、そのような発言の事実はなく、当日は、会話の中にわずかに交通事故の話が出ることもあったが、記録を必要とするほどの内容ではなかった。そのため、面談に関する報告については口頭で足りるものとして、業務報告書は作成していない。

以上により、実施機関は、本件請求に係る対象個人情報を作成及び保有しておらず、条例第15条第2号に該当することから、本件決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について保有していないと主張している

ため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、平成〇年〇月〇日に県庁総合窓口において、審査請求人と実施機関の職員が行った面談に関する業務報告書に記録された個人情報と解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関の説明によると、平成〇年〇月〇日に審査請求人と実施機関の職員が話をしているが、その内容は、台風〇号による浸水被害の原因について、審査請求人が県に提出した公開質問書に関することであり、実施機関の業務に直接関わるようなものでなかった。また、審査請求人は、審査庁による口頭意見陳述時に、職員と事故に関して詳しく協議したかのように発言しているが、発言の事実はなく、当日は、会話の中にわずかに交通事故の話が出ることもあったが、記録を必要とするほどの内容ではなかったことから、業務報告書は作成していないとのことである。

イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、対応内容の記録及び報告自体は意思決定そのものではないことから、必ずしも文書を作成することとはなっていない。

ウ 平成〇年〇月〇日の対応内容は、台風〇号による浸水被害の原因についてであり、業務に直接関わるようなものではないことから、上司に対し、口頭の説明で足りると考え、業務報告書を作成しなかったとする実施機関の説明に不合理な点はなく、文書を作成しておらず、不存在であるとして行った本件決定を妥当とせざるを得ない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作成しておらず、個人情報が不存在として行った実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年12月20日	諮問

令和 2年 2月20日	審議 (第119回審査会)
4月27日	実施機関からの口頭理由説明の聴取, 審議 (第120回審査会)
5月29日	審議 (第122回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	令和2年4月1日から
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	令和2年3月31日まで
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長